

(様式 1)

収入印紙
貼付欄

新居浜市歯科衛生士修学資金貸付契約書

新居浜市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

第 1 条 甲は、乙に対し次のように新居浜市歯科衛生士修学資金（以下「修学資金」という。）を無利子で貸し付ける。

修学資金	貸付額	円	
	貸付期間	年 月から	年 月まで（ 月間）

第 2 条 連帯保証人は、本契約を承認の上、乙の本契約による修学資金及び修学資金に付帯する延滞利息その他一切の債務について、極度額〇〇〇円の範囲内で連帯して保証債務を負う。

第 3 条 乙は、新居浜市歯科衛生士修学資金貸付条例（以下「条例」という。）第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、貸付けを受けた修学資金の額から条例第 7 条の規定により返還を免除された修学資金の額を除いた金額を一括して返還する。ただし、甲が認める場合は、甲が承認した月数以内に分割して返還することができる。

第 4 条 乙について、破産手続開始、又は民事再生手続開始の申立てがあった場合には、甲からの通知催告等が無くても、乙は当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。

2 乙について、次の各号の事由が一つでも生じた場合は、甲の請求によって、乙は甲に対する一切の債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を弁済する。

- (1) 乙が甲に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき。
- (2) 乙が本契約又は条例に違反したとき。
- (3) 乙の所在が不明となり、甲から乙に宛てた通知が届出の住所に到着しなくなったとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、甲の債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

3 前項の場合において、乙が住所変更の届出を怠り、又は乙が甲からの請求を受領しない等乙が責任を負わなければならない事由により請求が遅着し、若しくは到達しなかった場合は、通常到着すべき時に期限の利益が失われたものとする。

第5条 第3条の規定により修学資金の返還が始まり、万一、乙がその返還を怠った場合は、甲は、甲の保有する乙、保護者及び連帯保証人の個人情報のうち、債権の管理のために必要な情報を利用することができる。

第6条 乙は、正当な理由がなく修学資金の返還を延滞した場合は、返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合で延滞利息を甲に支払う。なお、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第7条 本契約について裁判上の紛争が生じた場合は、新居浜市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第8条 本契約に定めのない事項については、条例及び新居浜市歯科衛生士修学資金貸付条例施行規則の定めるところによる。

本契約書は、4通これを作成し、甲、乙及び連帯保証人が各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 貸 付 人 住所
新居浜市
新居浜市長

印

乙 借 受 人 住所
氏名

印

(借受人が未成年の場合)

保 護 者 住所
氏名

印

連 帯 保 証 人 住所
氏名

印

連 帯 保 証 人 住所
氏名

印